

第2節 児童相談所の窓口から

児童相談所があいりん地区で受理した相談の状況は、表3のとおりである。(大阪市立更生相談所へ児童福祉司1名が出張して、相談担当)

表(3) あいりん地区児童相談受付状況

年度別 相談別	S.43	S.44	S.45	S.46	S.47
養 護 相 談	69	117	106	124	108
保 健 相 談	0	0	0	0	0
肢体不自由相談	0	1	1	3	1
視聴言語障害相談	1	0	1	0	2
重症心身障害相談	0	1	0	2	0
精神薄弱相談	3	5	11	6	3
教 護 相 談	11	13	17	14	8
触法行為等相談	46	33	21	19	28
長 欠・不 就 学	3	1	0	3	6
性 向 相 談	2	1	1	0	0
適 性 相 談	5	0	0	0	1
し っ け 相 談	0	0	0	0	0
そ の 他 相 談	39	1	0	0	0
計	179	173	158	171	157

(その他相談については、S.44から統計のとり方が変わった。)

年度別には大きな動きは認められないが、この相談件数は西淀川区(総人口11万56人)1区の相談件数に相当するのである。

1. あいりんの子どもをとりまく不安定な家庭生活

この表で最も顕著な特徴は、養護相談の多いことである。昭和46年度は、72.5%を占め、昭和47年度では、68.7%とやや低くはなっているものの、大阪市全体の構成比が38.2%であることから考えると、この数字はたいへんな片寄りであることがわかる。つまり、この数字は、あいりんの子どもたちの成長の基盤となる家庭生活が、常に危機にさらされていることを示しているのである。このようにあいりん地区の児童問題の大きな課題の一つは、この養護問題をどう解決するかである。したがって、ここではもう少し養護相談の内容を検討してみたい。

昭和46年9月1日から、昭和47年8月31の間に受理した130ケースの内訳は、新規の相談として受理したものが65ケース(69.8%)で、再受理が28ケース(30.2%)であった。残りの37ケースは、措置解除のために受理したものである。

養護相談93ケースの養護に欠ける理由を見ると、表4のとおりである。

表(4) 養護に欠ける理由

区 分	保護者の家出	傷病	死亡	離婚	出産	就労	拘留	養育能力・意志を欠く	計
件 数	34	18	4	0	11	9	4	13	93
構成比	37.0	19.0	4.0	0	12.0	10.0	4.0	14.0	100.0

保護者の家出が第1位を占め、傷病が第2位で、養育能力・意志

の欠如、出産と続き、保護者の家出34ケースのうち、母の家出は26ケースであり、父の家出が6ケース、父母とも家出が2ケースとなっている。母親の家出が多いのは一般的な傾向であるが、この地区では、内縁関係の夫婦が多く、それも重婚内縁がめだつ。夫婦のどちらかが、前の夫あるいは妻との関係をはっきり整理していないため、夫婦関係が不安定であったり、夫の就労形態が日雇という不安定な要素を持っていることからくる経済上の問題や、住居環境が保障されていないことから夫婦の心理的安定が得られないものなど、より複雑になる。このような状況から、再ケースとして受理しなければならないケースが多く、他の地区、たとえば住吉区などと比較すれば、3倍にもなっている。

次に、保護者の傷病であるが、この地区においては、精神病、肺結核というような長期の療養を必要とするものばかりでなく、短期の入院ですむ病気の場合も養護を必要とする。また、出産入院という本来おめでたいできごとの場合も、子どもを児童相談所に預けねばならない状況がある。これは核家族化、都市化にともなう現象であるが、この地区の場合は、特に多くめだち、さらに親族とのつながりを断っている世帯が多くめだつ。

それから、この地区の養護児童の特徴は、戸籍上の手続がなされていない点である。93ケース中25ケースが未入籍であり、27%に相当する。5人の兄弟が1人も入籍されていないため、1年がかりで手続した事例もある。法務局を悩ます複雑なケースがめだつ。また、乳幼児で母子手帳のあるものはごく例外的で、ほとんどのものは手続すらされていない。養護相談に来所する母親たちの多くは、

定期検診をうけず、救急車で病院に入院し、出産する。

2. 父子家庭の子ども

今一つ問題となるのが、父子家庭の子どもの生活である。養護相談の中にも見られるが、それだけでなく、長欠、不就学、非行、衛生上の問題、あるいは栄養の問題としても見過ごすことができないのである。

実際に父子家庭の割合はどれくらいになるか？ 残念ながら、確実な数字はどの機関も把握していない。今参考になるものをあげると、一つは児童相談所の養護相談に現われている父子家庭は、相談ケースの37%を占めている（昭和47年8月31日調べ）。今一つの資料としてあいりん小中学校に在籍している児童生徒のうち3割が、父子家庭である事実がある（昭和46年5月1日現在）。このような事実は他のどの学校にも見当たらない。

ここで、父子家庭の児童の生活事例を一つ紹介する。

【事 例】

A子（12才）、B男（8才）、C男（7才）は、日雇労働者の父親と暮らしている。父母は10年ぐらい前にこの地区に住むようになり、B男とC男は、この地区で生まれた。父母はよくけんかし、ある時期は、父がアルコール中毒症として精神病院に入院し、ある時期は母が家出するという不安定な夫婦であった。昭和45年になってついに母は家出し、別の男性と同棲するようになってしまった。それ以来父は、3人の子どもを抱え、生活扶助を受給しながら暮らしている。児童福祉司が最初に訪問した時は、3人とも眠っており、学校に行っていなかった。老朽アパートの1室6畳で、部屋は湿気がひどくべたっとしている。数回訪問するうち、やっと父と会うことができた。A子はあいりん小学校に就学していたが、長欠になっており、B男は小学校1年に就学しなければならないが、手続ができていない。C男は就学前であ

るが、保育所に入所していない。特に、A子の長欠の原因は、弟たちの世話のためである。

よく話を聞いてみると、どの子どももいまだ出生届が提出されていない。夫婦も内縁関係で届出がされていない。最初はぶっきらぼうであった父も、しだいに打ちとけて話すようになり、子どもたちの戸籍のこと、就学のこと、保育所入所のことなどを話し合うようになって、1年がかりでその問題は解決した。

ところが、この父子家庭の場合、たとえ就学・戸籍上の問題が解決しても学校が終わって家に帰ったら、保護者がいない。時おり、父はオールナイトの仕事に出かけ、一晩中帰らないこともある。そんなおりに、近所の年長児に誘われて、非行をおかした。父はその責任を感じて、平あやまりである。しかし、食べなければならないし、高い家賃も支払わなければならないので、仕事を休めない。就労先でも子どもが悪いことをしていないかと落着かない、と訴える。

炊事、洗濯、掃除も父の負担になる。したがって、外食に頼ることが多い。栄養のバランスも片寄る。このように、父がいかにこまめに働き、がんばっても、そこには限界がある。このような事例は、われわれの知っているものだけでも、15家庭に及ぶ。母子家庭に対する施策は前進している。たとえば、母子相談員の配置、母子寮、母子年金支給、母子福祉貸付金などがある。それに対し、父子家庭の生活は、制度的に何も保障されていない。われわれは父子家庭の生活を、子どもの立場になって考えてみる必要性を感じる。

3. あいりん地区の子どもの非行

最後に、この地区の非行問題について、2、3の特徴だけをあげ

ておこう。この地区の性格から、非行少年がたくさんいたいへんではないか、とよく聞かれる。ところが、実際にはそれほど多くないのである。昭和46年が33件、昭和47年が36件となっており、全相談件数の23%である。

しかし、警察署別の通告状況を見ると、地元の西成警察署からの通告が少なく、曽根崎署、南署、阿倍野署、浪速署などからの通告がめだつ。このことは、この地区の子どもは、地区の中で遊ぶのではなくて、地区の周辺の繁華街、つまり、新世界、なんば、梅田、天王寺公園、長居公園まで足をのばして遊んでいるうち、ちょっとしたことから、盗みなどの非行を敢行していることを意味する。この事実、地区の遊び場の問題、あるいは、放課後の指導体制の不備の結果として非行が発生していることを、われわれに教えている。

この地区に特徴的に現われる非行の事例を一つ紹介してみよう。

〔事 例〕

A子はB署から触法通告された。児童福祉司はすぐ家庭訪問して、その事実と背景を調査した。まずわかったことは、A子はもう6か月も不就学になっており、毎日ぶらぶらした生活をしているということだった。A子に「学校へ行きたいやろう」と尋ねたら「うん」と首をタテに振り、不就学の事情を聞くと、はきはきとしっかり答えた。1日も早く就学の機会を作らなければと思い、あいりん小学校のケースワーカーに相談した。学籍はC区の小学校にあるが、学校を休んでいる期間が長く、転校回数も多いことを考えて、あいりん小学校へ就学させるのがよいのではないかと考え、A子にも意見を聞いてみた。「是非、あいりん小学校へ通学したい」と述べたので、ケースワーカーを通じ、学校当局にその検討を依頼した。学籍がある児童であるし、一般校へ通学させるのが適当ではないかという意見もあり難航したが、結局、入学が認められ、現在も就学している。就学が許されて以来、A子の非行はまったく陰をひそめ、クラスのリーダーとしてがんばっている。

このケースの示すように、非行そのものは、長欠、不就学などの結果であって、就学の機会を早く保障していけば、非行は未然に防止できるし、放課後の学習、遊びなどが保障されれば、非行発生をゼロにすることも



可能と考えられる。このことから、学校と家庭の谷間をうめするための施設が、是非とも必要と思われる。

第3節 不就学児とあいりん小中学校

1. 学校設立にいたるまで

大阪市立あいりん小中学校設立の動機は、昭和36年8月1日から4日まで続いた、いわゆる「釜ヶ崎事件」であった。

この事件以前にも、元校長や学生ボランティアの手により、不在家庭の子どもたちを指導し、西成署や府青少年補導センターの協力で、200名ほどの不就学児たちが発見されていたが、行政面では具体策は打ち出されていなかった。

同年8月9日に開催された府・市の首脳部による第1回連絡協議会でも低所得者のためのアパート、第2回には愛隣会館の建設など

福祉的なことは強調されたが、教育については話し合われなかった。350人が入学できる「養護学校」の建設案を連絡協議会が発表したのは、8月25日であった。

一方、教育委員会も9月中旬には、中尾教育長より、〈釜ヶ崎対策〉の議員総会で、「不就学児対策は、教育委員会の責任でやる」ことが明らかにされ、以後市会では中井大阪市長が、新設する第2愛隣会館の中に、不就学児童生徒のために補習教室を併設することを説明している。そして10月下旬、大阪市教育委員会は、280万円の前算で小学校・中学校、計120名が入学できる簡易校舎を建てるという、具体策を明らかにした。12月19日には、大阪市教育委員会主催で、不就学児を発見すべくクリスマス子ども会が計画され、翌昭和37年1月12日にも子ども会が実施された。約100人ちかい不就学児、長欠児が参加し、約50人ぐらいの子どもたちが学校へ行くことを希望した。

このような事情の中で、〈場所〉が必要ということになり、いろいろな人たちの尽力により、西成署前の空地に前算317万円で、プレハブ校舎が建設された。

昭和37年2月1日、萩之茶屋小学校と今宮中学校の分校として出発したが、同年7月には、第2愛隣会館（現・大阪市更生相談所）の竣工にともないそこに移転し、昭和38年4月1日には、大阪市立あいりん小学校・中学校として独立した。

以来10年間、愛隣会館（民生局の建物）に間借りしていたが、ついに昭和48年11月に、大阪市西成区東入船町に鉄筋4階建の新校舎が完成した。以下この学校の入学相談を例にとりながら、地区内の不

就学児・長欠児の実態について考えてみたい。

2. 入学相談をととして

不就学児・長欠児は、ここ10年間に相対的に減少している。それは、子どもたちの数が減ったことも一因であるが、地区内の関係諸機関（大阪市中央児童相談所、西成区福祉事務所、西成署防犯コーナー、青少年補導センターなど）、および簡易宿泊所の管理人や地区の熱心な人たちの協力に負うことが大である。ここ数年のあいりん小中学校の入学児たちの移動を見ると、表5のようにまとめることができる。

入学児についていえば、昭和42年度は、住宅政策で多くの子どもたちが地区外に出たし、昭和46年度以降の減少はできるだけ一般校へ入学をすすめた結果である。

この統計からは明らかにならないが、年度を平均すれば、約3分の1の新しい子どもたちが入学し、3分の1の子どもたちが転校していているといえる。ここでは、特に、入学してくる子どもたち、すなわち、この地区で不就学・長欠状態にあった子どもたちが、どのような手続で就学（入学）するかを紹介しておく。

(1) 近所の人たちから、あいりん小中学校の存在を聞き、親と子どもとがいっしょに入学相談に来る。

(2) 旅館の管理人が、自分のところにいる不就学の子どものを発見し、学校へ連絡してくる。

(3) 町の教育に関心のある人たちが、学校に対して連絡してくる。

(4) 子ども自身が、あいりん小中学校の子どもといっしょに学校

あいりん小中学校年度別就学状況

表(5-1) *小学校の部

	4月	9月	12月	3月	備 考	
昭和40年	110人	112人	119人	123人	S 37.4 54人 S 38.4 94人 S 39.4 90人	
41年	113	103	105	105		
42年	88	86	87	88		
43年	70	79	83	81		
44年	72	74	69	70		
45年	56	60	63	64		
46年	46	49	50	48		
47年	46					

表(5-2) *中学校の部

	4月	9月	12月	3月	備 考	
昭和40年	38人	42人	42人	39人	S 37.4 24人 S 39.4 42人	
41年	35	33	33	31		
42年	28	28	29	29		
43年	33	32	32	32		
44年	35	38	39	38		
45年	35	35	35	35		
46年	23	21	20	22		
47年	17					

へ来て、不就学・長欠の状態がわかり、入学手続をするもの。

(5) 警察の防犯コーナーや補導センターの補導で、長欠・不就学状態を発見され連絡があるもの。

(6) 更生相談所、労働福祉センターなどの労働者の福祉相談のなかで不就学児・長欠児の相談が持ち出され、学校に紹介されるもの。

(7) 福祉事務所の生活保護・児童相談をとおして紹介されるもの。

(8) あいりん小中学校の教師が直接、街頭で発見し、就学をすすめるもの。

以上のようなケースがある。

入学相談を通じて就学してくる子どもたちの事情は、大別すると次のようになる。

(1) 戸籍、住民登録のないもの。

(2) いろいろな事情で、不就学期間が特に長いもの。

たとえば、昭和46年秋に入学してきた児童は、姉が一般校（中学校）に在学しているのに、本人は4年生になるまで、1日も学校に行っていなかった。たまたま、地区の防犯パトロール中に発見された。家庭事情についていえば、本人が生まれると間もなく母親は病死し、父親は働くだけでせいっぱいであり、就学手続はもちろんのこと、就籍手続もできていない。当然、就学通知はこない。父親は、忙しさにまかけてそのままにしていた。子どもの発見後、学校、児童相談所、愛隣会館戸籍住民登録係が協力して、就籍および就学させた。

このような極端な例は年々減ってきているが、未就籍のために入学できなかった子どもたちは、毎年、2～3人はいる。それ以上に、不就学の原因になるのは、家庭の事情（含、夫婦の問題）と教育状態であるといえよう。また、母子家庭よりも父子家庭に不就学児が多いことも、この問題の原因を間接的ではあるが、示唆している

といえないか。

さて、昭和46年度に入学した子どもたちを学年別に整理すると、表6のようになる。

表（6） 昭和46年度 学年別・男女別入学者

	1年	2年	3年	4年	5年以上	中学	計
男	5	1	3	1	0	1	11
女	6	1	3	2	0	1	13
計	11	2	6	3	0	2	24

合計24人の子どもたちが入学してきた。そのうち5人の子どもたちは、就籍手続の未了のためにあいりん小中学校に入学してきた。学年別に見れば、1年生4人、4年生1人である。

また、母親が蒸発して父子家庭になり、この地区に来て、子どもたちが不就学になった結果入学してきた子どもを含め、父子家庭で入学したもの、合計10人（含、未就籍4人）であり、母子家庭で入学してきたものは7人である。母子家庭の場合は、主として相手方（夫）から身を隠すケースが多い。そのために、住民登録などの入学に必要な手続をあえてしないために不就学になったものが、そのほとんどである。

このように、子ども自身の事情よりも親たちの事情によることは、24人の入学者のうち、同年度中に10人が転校していることからよくわかる。さらに10人中6人が、親たちの事情で児童福祉施設へ入った結果の転校である。家庭が安定して他地区へ転居したり、祖母にひきとられていったというような、子どもにプラスになったと考

えられるケースは、2ケースにとどまる。

昭和47年度は、どのような状態にあるだろうか。

表(7) 昭和47年度 学年別・男女別入学者

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学	計
男	6	1	1	1	0	1	4	14
女	1	3	2	0	1	1	0	8
計	7	4	3	1	1	2	4	22

入学してきた子どもたちの数は、前年度と比較してみると減ってはいない。しかし、あいりん小中学校の子どもが相対的に減少しているのを考え合わせると、学校全体としては実に多くの子どもたちを迎えたことになる。

昭和47年度の特徴は、小学校1年生の入学が多いことで、全体の30%を占めている。しかし、この子どもたちも、個々のケースにあたってみると、事情は必ずしも同じでない。就籍手続が未了のものは、1年生ではただ1人である。中には、住民登録もでき、就学通知も出たが、一般校ではどうしても不就学になるおそれがあるといつて、本校へ入学してきた子どもたちがいる。このケースは、やはり父子家庭であり、自分が朝早く仕事に出かけたあとが心配だといふのである。家庭の事情から見ると、父子家庭の子どもが6人、母子家庭が5人である。母子家庭は前年同様、相手方(夫)から身をかくすケースが多い。

また一方、あいりん小中学校の入学相談の中で、就籍手続、住民登録などが未了であっても、ぜひ一般校に入りたい、または、一般校にいれたいということで、一般校、萩之茶屋小学校、今宮小学校

へ入学したものが9人いる。

あいりん小中学校での入学相談経路を見ると、直接、親と児童が相談に来たもの8人、児童相談所の紹介5人、福祉事務所(含、教育係1人)5人、労働福祉センター1人、中央補導センター1人、市内小学校1人となっている。

以上のように、不就学、長欠の子どもたちの置かれている状態は、家庭に大きく左右されている。とすれば、この子どもたちにとって保障されていないものは、なにも<学校教育>だけでなく、放課後の生活自体についても同様である。不就学・長欠の子どもたちを単に学校教育の面からのみ問題にするだけでなく、子どもの全生活の中で、不就学・長欠を把握することがたいせつではないか。

そのときこそ、子どもの福祉というか、子どもの福祉、教育、保健ということが、重要な要素として浮かびあがってくる といえよう。

また、不就学・長欠の子どもたちが、一般校へ入学していく傾向が強い昨今、その子どもたちを真に生かすためにも、地区の一般校に、子どもの福祉のために専念するケースワーカー(福祉教諭)が配置されるべきではないか。

(注) 第1章の統計表(表1)、図表(図2,3)を作成する際には、西成警察署の地域調査報告を参照させていただきました。

表(8) 昭和47年度 あいりん小中学校入学相談

昭和47年4月～48年3月

児童生徒	男・女	学 年	入学月	相 談 経 路	入 学 校
A	女	2	4	直 接 本 人	尼ヶ崎
B	女	2	4	児 童 相 談 所	あいりん小
C	男	2	4	直 接 本 人	萩之茶屋小
D	男	1	4	〃	あいりん小
E	男	1	4	中央補導センター	〃
F	男	1	4	直 接 本 人	〃
G	男	1	4	〃	〃
H	男	1	4	教 育 係	〃
I	男	1	4	福 祉 事 務 所	〃
J	男	1	4	中央補導センター 教 育 係	萩之茶屋小
K	男	1	4	福 祉 事 務 所	あいりん中
L	男	4	4	防 犯 コーナー 児 童 相 談 所	堺 市
M	男	1	4	直 接 本 人	今 宮 小
N	男	3	4	〃	〃
O	男	2	4	〃	〃
P	男	4	4	〃	〃
Q	男	2	4	旅 館 管 理 人	萩之茶屋小

R	男	4	5	直 接 本 人	あいりん小
㊤	女	6	5	〃	〃
㊦	男	1	6	〃	あいりん中
㊨	男	6	6	〃	あいりん小
V	男	2	6	福 祉 事 務 所	〃
㊰	女	2	7	直 接 本 人	〃
X	女	1	9	児 童 相 談 所	〃
Y	女	2	9	〃	〃
Z	女	3	9	〃	〃
a	男	1	9	〃	あいりん中
b	男	3	9	福 祉 事 務 所	あいりん小
c	女	5	9	児 童 相 談 所	広島県下
d	女	3	10	労働福祉センター 更 生 相 談 所	あいりん小
e	女	1	10	直 接 本 人	今 宮 小
f	男	2	1	児 童 相 談 所	あいりん中
g	女	5	1	T 小 学 校	あいりん小
h	女	1	2	旅 館 管 理 人	今 宮 小

(○は同年度中に他校へ転校した児童・生徒)